

2018年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

社会民主党の阿部治正です。「議案第68号、平成30年度(2018年度)一般会計歳入歳出決算認定について」に反対の立場で討論をします。討論は、予算に対する討論の時と同様に、総合計画の施策体系ごとの大きなくりに則して行います。いつもの通り、細かな数字を上げての討論ではなく、数字に表れる政策的な立場や姿勢を問う討論とします。

まず「整備・開発と自然環境のバランスのとれた流山」に関わる決算部分。

私は、この政策分野では、第1にTX沿線開発とりわけおおたかの森駅周辺の開発が既にバブルの兆候を示していること、第2に新川耕地に建設されている巨大物流施設は、既に過剰投資が指摘されつつあること、こうした事への警戒心を持たなければならないことを指摘してきました。

前者については、開発資金がカネ余りを背景にした証券化の手法などによって集められている点は、物件の販売や入居の動きが減速しはじめるならば、事態の逆回転によってバブルの急激な収束を招きかねないこと。後者の物流施設については、大量消費と大量販売のビジネスモデルがいつまで続くか、そして国際的にも国内的にも、有利な投資先を失いつつある不動産資本が殺到することによって形成されている、現在の物流倉庫ビジネスの過当競争・過剰投資の影響を、真剣に考えるべきだと指摘していました。

そもそも、常磐新線構想と宅鉄法自体が、プラザ合意や円高不況で日本の経済成長に70年代に続く2度目のストップがかかったときに、時の政府が巨大な人為的需要創出策として打ち出した計画でした。必ずしも、自然な、内発的な地域の発展の道筋だったわけではなく、経済へのカンフル剤、人為的な経済刺激策という性格を持っていたわけです。もちろん、この巨大開発プロジェクトは、沿線における公共投資、住宅投資、土木関連投資、商業や業務施設の建設などを生み出し、経済の一定の活性化をもたらしました。とは言え、国策としての人為的需要創出策という性格は今も引き継いでおり、近年はますます、国による野放図な財政膨張策、超金融緩和策と結びついた開発事業となってしまっています。そして、巨額の財政赤字を顧みない財政膨張策、金融機関の財務を深く傷つけるマイナス金利政策は、いつまでも続けられるものではありません。近い将来に、その限界が明らかになり、再び三度、リーマンショック級の、あるいはそれを上回る経済破綻が生じれば、TX沿線開発に偏重した流山のまちづくりは、大きな困難に直面することは避けられません。

しかし、そうした問題意識は、本予算の立案段階においてもそうですが、予算の執行段階においてもまるで感じられませんでした。

次に「生活の豊かさを実感できる流山」について。

私は、予算の段階で、流山市内における緑の減少、それはまちなか森プロジェクトやグリーンチェーン戦

略では補えないことを指摘しましたが、この流れを食い止めることが出来ていません。都心などで見られるヒートアイランド現象は、都市化が進みコンクリートとアスファルトの街と化しつつあるこの流山でも、もはや無関係ではあり得なくなりつつあります。

剪定枝などを混ぜて燃やしたことで発生する放射性焼却灰を、一般廃棄物として処分するやり方は、環境行政としては致命的な誤りです。2005年の原子炉等規制法の改正、それに基づく原子力規制委員会の規則によって、1kgあたり100ベクレル以上の物質は放射性物質とされ、一般の廃棄物・一般のゴミとは区別されて、厳重に管理されるべきとされました。この100ベクレルは、人の健康に影響を及ぼさないためには、被ばく線量を年間10ミリシーベルト以下に抑えるべきとの知見から計算されたものでした。ところが国は、2011年の福島原発事故の後、環境中に大量に排出された高濃度の放射性物質の処理に困り、廃棄物として処分できる放射能の値をいきなり80倍の8000ベクレルまで引き上げてしまいました。引き上げた理由は、それでも人の健康を害する心配はないということではなく、ただただ大量の放射性廃棄物を、一般ゴミとして安価に処分したいという、政治判断、政策判断だけでした。この国策に、自治体の環境行政を担う者は、断固として異を唱えて、住民の健康と法の秩序を守るために声をあげるべきでしたが、流山の環境行政は、国の無法に追従する道を選んでしまいました。

8000ベクレルでも大丈夫、流山市は2000ベクレルほどの廃棄物しかゴミとして出していないからなおさら大丈夫だなどという理屈は、スウェーデンの若い環境活動家のグレタ・トゥンベリさんに倣って言うならば、「おとぎ話」「よくもそんなことを」と言う以外にありません。

決算書の数字には出てきていませんが、決算の対象期間中に、水戸市との広域避難協定が結ばれたことも、いま述べたことと軌を一にしています。東海第2原発を再稼働させる、その前提としての事故が起きたときを想定しての茨城県民の広域避難計画の作文、それに協力するというのが、この避難協定の本質であることは明らかです。

次に「学び、受け継がれ、進展する流山」に関する決算です。

流山市における小学校・中学校の校舎不足、それを生じさせた子どもの数の予測を超えた急増も、市が強力に押し進めてきたTX沿線開発が良いことばかりではないことを示す例です。当局は、最近では、おおたかの森地区での新設校のマンモス校化の弊害に触れることを避け、逆にマンモス校のメリットについて語るようになっていましたが、それはやはり無理があります。

就学援助については、このかん要望をしてきたクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の支給が、小学校についてはPTA会費、中学校については3項目すべて支給されるようになりました。この点は評価をします。しかし、流山市の就学援助の認定基準は、生活保護基準の1.1倍未満、つまり生活保護世帯に限りなく近い世帯となっています。しかし、全国的には1.2倍～1.3倍が最も多くなっており、1.5倍となっている自治体もある中で、流山市の姿勢は依然として貧困世帯の声に応えるものとはなっていません。

「誰もが充実した生涯をおくることができる流山」について、

保育の分野では、保育士の確保に向けて賃金や処遇の改善のための様々な取組を行ってきたことは評価します。しかし3歳児未満から3歳児以上の保育への接続については、決算の議論の中で問題意識は持っていることは分かりましたが、十分な改善を見ていません。

保育所問題では、ひとつの法人で、経理の著しいずさんさ、法人内部の対立と訴訟合戦、それが園児や保護者にも混乱を与えている事案が明るみに出ました。市当局は、千葉県が所管する事業であるかに言いますが、しかし流山市も管理監督する責任を分掌しているはずで、流山市の市有地が貸し与えられており、流山市の税金が支出されていることから、問題が深刻化する前に市当局のチェックがキチンと入れられるべきでした。この問題は、未だに十分な解決には至っておらず、経理の透明化、運営の正常化が強く求められています。

学童クラブは、4年生から6年生までの受け入れが出来ていなかった地域について、2018年度内に対策が打たれたことは評価します。しかし、子どもたちの数がまだまだ増えることは間違いなく、学童クラブ不足の問題は解決したとは言えません。加えて、学童保育の質の確保という点では、保護者の方たちから切実な苦情が寄せられるなど、課題に十分に応え切れていません。

介護の分野では、決算審査の対象期間において、利用料の3割負担の導入、生活支援サービスの回数の制限の動き、要介護認定率を下げた自治体への国からのインセンティブの付与などの政策が進められました。市当局は、3割負担の導入で介護サービスの利用抑制は生じていない、またインセンティブ付与で与えられた調整交付金は介護予防事業に活用している、生活支援のサービス回数制限については地域ケア会議で検証を行いながら実施していると言います。しかし、国がこうした制度を持ち込んだ動機は明白です。介護が必要でない状態を目指す、要介護認定率を下げる、生活援助サービスの利用を減らす、要するに介護に支出する国費を減らすことが第1の狙いですから、流山市の介護施策に歪みが生じていないはずがありません。国による介護の切り縮め策に抗う施策を市の努力で模索しながら、国のやり方に対する異議申し立てをしてこなければならなかったはずで、

「誰もが充実した生涯を送れる流山市」を目指すというならば、LGBTへの施策ももっと積極的であって良かったはずで、自治体独自の認証制度をつくることでLGBTカップルの不利益を解消しようとする努力が広がっている中で、流山市は動く気配がありません。オリパラを来年に控える中で、このままで流山市は本当に世界に開かれたまちと言えるのか、疑問が膨らみます。

さらに、「賑わいと活気に満ちた流山」を目指す施策に関する決算について、

ふるさと納税については、私はずっと、この制度が持っている深刻な問題、返礼品の選び方の問題点、何よりも経済的に余裕のある者への優遇策となること、市の業務負担や財政的持ち出しを増やしてしまう可能性、地方創生とは名ばかりで安易な国策や流行への追随によって市職員の本当の自発性や創意工夫の力を削ぐ危険性などを指摘してきました。今、総務省と一部自治体との間で紛争が持ち上がっています。総務大臣は、一部自治体に向かって、この制度では「得をする地方があれば損をする地方もある」ことを知るべきだと言いました。この言葉は、そもそも問題のあるこの政策を打ち出した政府が、その事を棚に上げて、自らの立場を擁護するという動機からでしたが、しかし事実の一面を突いています。つ

まり、ふるさと納税制度は、自治体間での税金の奪い合い、ゼロサムゲームに他なりません。こういう政策に乗った上で、健全な地方財政はなく、地方創生もあり得ない。本当のファン作りも、職員の創意工夫も生じないと、改めて念を押しておきます。

流山市の本当の魅力やその可能性をはき違えた、観光施策への過度の熱中。テレワーク、サテライトオフィスなどが持っている労働法制の適用逃れの危険性への警戒心の無さなども、昨年と同様に、指摘をしておきます。

最後に「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」について。

定員適正化計画は、人減らし計画としては、流山市における人口増に伴う行政需要の増大という現実にも迫られて、事実上棚上げされているように見えます。しかし、必要な部署に必要な人員をキチンと配置をする点での思い切りの悪さが、多くの職場で無理な働き方を強いています。安上がり委託として大きな失敗も、批判されてきた、委託職場での賃金・労働条件の改善も進んでいません。

市職員の働き方に関わる問題としては、教育福祉委員会の議論の中で、執行部から「生産性の向上」という言葉が飛び出しました。「生産性」と言う言葉は、製造業などにおいて使われる言葉です。行政サービスを提供する公務労働においては、不適切で、科学的な概念としては成立しえない言葉です。せいぜい、「効率性を高める」という言葉の間違った言い換えとしてしか理解されない言葉です。むしろ、公務労働において重要なことは、効率性だけでなく、サービスを受ける側の満足度をどう高め、住民・市民の困りごとをどれだけ解消に近づけられたかが重要です。「生産性の向上」などという間違った言葉が濫用されるという事は、この点の理解が十分でないことの表れという以外にありません。

マイナンバー制度について。流山市など地方自治体が、国のマイナンバー制度拡充の動きに追随してきたことは、今年度に入って、国の側からの、マイナンバー制度自体にも違反する、公務員やその家族などへのマイナンバーカード取得の事実上の強制策を呼び込んでしまいました。

最後に、2018年度の決算への評価においても欠かせない、消費税がはらむ問題への当局の姿勢についても述べておきます。18年度決算の歳入における地方消費税交付金の額は約27億8千300万円、だから消費税は地方財政にも貢献していると言えるのか。そうではありません。地方消費税交付金として流山市に入ってくるお金より、消費税として流山市が支払っている額の方が大きいというのが事実です。

つまり、一般会計だけで、約603億円の歳出が行われていますが、それに8%の消費税が含まれているとすれば、その額は48億2千万円。歳出の全てが消費税を含む物品購入や施設整備などに充てられているわけではありませんから、かなり少なめに見積もってその3分に2だとしても、32億円の消費税支出です。

歳出として大きな要素を構成している職員の賃金部分はどうか。賃金は、職員が生活を賄うために購

入する商品やサービスによって構成されています。そこには、若干のタイムラグを置いて、消費税が反映されていきます。企業や自治体が支払う賃金にも、消費財などが含む消費税が上乗せされているというのは、経済学の常識です。

つまり、流山市は、地方消費税交付金として国から受け取っているより遙かに多くの消費税を支払わされているのだということ。このことを、市当局は市民に正直に語るべきだと述べて、決算への反対討論を締めくくりたいと思います。

議案第48号 2019年度流山市一般会計補正予算(第3号)

本補正予算には、市民生活に必要な補正も含まれています。しかし、次に指摘するような、誤った国策への対応策でもあるという問題を抱えていることから、反対とします。

まず、補正予算が対応を余儀なくされている、自動車取得税の廃止と環境性能割りの導入は、消費税増税の影響で自動車購入が減少する事への対策、反動減対策でしかありません。そして大衆課税、逆進性の消費税の増税を国民に受け入れさせるための小手先細工でしかありません。

また、補正予算には、放射能を含んだ溶融飛灰を、これまでの化学処理をして最終処分場に持ち込むというそれ自体問題のある方法からさらに進めて、処理をしないまま建設資材として利用する方法に変更されたことが反映されています。1kgあたり100ベクレルを超える物質は放射性物質だとして、一般廃棄物扱いや建設資材などとしての利用を禁止した、原子炉等規制法と原子力規制委員会の規則を無視したやり方です。しかも、100ベクレルをはるかに超えて、2000ベクレル以下なら良しとする方法は、環境政策の自殺行為といわなければなりません。

さらに、補正予算には、改正子ども・子育て支援法が反映されています。というより、今回の補正予算は、それを中心に据えた内容となっています。社民党は、かねてより一貫して、幼児教育・保育無償化の方向を目指してきましたが、しかし改正子ども・子育て支援法は、財源と政策の優先順位に問題があることから反対しました。

政府の幼児教育・保育無償化は、逆進性の強い消費税率の10%への引き上げに伴う税収が財源となっています。内閣府が行った所得階層毎の試算では、保育所等では今回の無償化に伴う公費負担額の半分が年収約640万円超の世帯に配分れることになっています。幼稚園等では約4割が年収約680万円超の世帯に配分される結果になっています。つまり、中高所得層に厚く低所得層に薄い配分となっているわけです。

消費税を財源として、配分においても高所得者に手厚く配分すれば、逆進性をさらにすすめることになってしまいます。

また、政府案は、所得に関係なく逆進性が作用する給食費等の保護者負担を残したままです。

改正子ども・子育て支援法は、ベビーシッターも含む認可外保育所等も対象としています。対象施設は市町村の確認を要件としているが、経過措置の5年間、質が低くても費用補助の対象となりかねません。

また、保育の質の向上、保育士の処遇改善に直接結びつく施策は盛り込まれておらず、保育の安心・安全も確保できません。

また政府案は、公立の施設に対して冷淡な内容となっています。国と地方の負担割合は、民間施設が国1/2、都道府県1/4、市町村1/4であるのに対し、公立施設は地方が10/10となっており、公立保育所の民営化を加速させることにもなってしまいます。

もうすでに、その現象が現れ始めていますが、無償化によって保育の需要が増え待機児童がいっそう増加、また保育士不足も激化し混乱が予想されています。一方、質の向上や保育士の待遇の改善は追いつかず、子どもの安全や健やかな育ちが脅かされかねない状況となっています。

社民党は、保育所の増設と質の向上、保育士の待遇の改善を強く求めていく立場からも、本補正予算には反対します。

議案第50号 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

意見と要望を付して、賛成の立場で討論をします。

地方自治法と地方公務員法の改正を受けて、2020年4月から新たに「会計年度任用職員制度」が発足しようとしています。この動きは、「地方自治体版 働き方改革」とも言われてきました。

もしこれが、本当に「働き方改革」の一環だとするならば、ながらく「官製ワーキングプア」の温床とされてきた、自治体の臨時非常勤の賃金や労働条件の抜本的な引き上げ、改善が行われなければなりません。

いうまでもないことですが、本来なら正規職員として採用すべきところを、会計年度任用職員をもっぱら用いるなどということは、新制度の趣旨に反していることであり、厳に戒められるべきです。

自治体の臨時非常勤職員の賃金や労働条件を、ワーキングプアと呼ばれる状態に放置することなく、尊厳ある労働のレベルに引き上げようとするならば、当然に相応の予算措置を講じなければなりません。この予算措置に消極的になるならば、「自治体版 働き方改革」は看板倒れに終わってしまいます。

また、予算措置を講じるどころか、外部委託にした方が人件費を下げる事が出来るなどの思惑で、安上がりの外部委託に走るならば、形を変えた官制ワーキングプア発生の温床にさえなりかねません。

「会計年度任用職員制度」の導入においては、自治体の臨時非常勤職の処遇の改善というその建前にふさわしく、官製ワーキングプアの解消の一助としていくことこそが重要です。今後の制度設計にあたって、その事を最重視するべきとの意見を強く付しておきます。

また、今後は市の規則によって具体的な労働条件の設定が行われていくこととなりますが、それが自治体非正規職員の賃金・労働条件の実質的な向上に繋がるものとなるよう要望します。あわせて、休暇制度や社会保険への加入においても、正規職員との格差の是正を図られるよう、強く要望して、賛成討論とします。